

令和3年10月21日

明道小学校保護者の皆様

明道小学校 校長 後藤世志哉

**都城・北諸圏域「黄」（感染確認圏域）指定に伴う学校の対応の変化について
～平日、友だちとの交流が「現状維持：許可継続」となります～**

10月21日（木）時点での、警報体制は、「レベル1（警報）」です。

しかし、都城・北諸圏域での新規感染者が発生したことにより、県は、都城・北諸圏域の指定を「黄」圏域（感染者確認圏域）としました。

本来でしたら、「黄」圏域では、平日の友達交流は「禁止」となります。

しかし、現在の感染状況は、都城・北諸圏域では、21日間感染者0名であったこと、今回の感染者様は、感染が県外由来であることを県が発表していること、本日（21日）は、県の感染者0名に戻ったこと、以上の現在の感染に係る状況を、姫城ブロック校長で、検討し、協議した結果、子ども達の「平日の友だちとの交流」を、下記の通りとしますので、お知らせします。

なお、本結論に関しては、PTA会長の承諾も得ておりますので、申し添えます。

記

1 今後の対応

- 10月21日（木）（新規感染者0名）時点においては、対応を「現状維持」（平日の友だち交流を許可）とする。
- 今後、新規感染者の発生が、連続して発生する「傾向」が認められた場合、感染拡大防止の観点から、速やかに「平日の友だちとの交流禁止」措置をとる。

2 10月21日時点での、平日の友だちとの交流について

- 平日の、友だちとの交流を、保護者の許可があれば、可能とする。
（夕方5時には、家に帰りつきます。）
- 平日の、友だちの家にかかる行為を、お互いの保護者の許可があれば、可能とする。
（ただし、友だちの家にかかる行為は、校長は、お勧めしません。）

3 留意事項

- 常に、4つの約束「マスク着用、片腕ディスタンス、小声、触らない」を厳守する。
 - 特に、移動時、市民が「マスク非着用」を、厳しい目で見ているので、マスクは常時着用すること。（息苦しい時は、マスクをずらす、鼻呼吸等、各自、対応すること。ただし、マスクをずらしている時は、声をださないよう気をつける。）
 - 家・店等へ、出入りする時は、手指消毒、ていねいな手洗いに努める。
 - コロナウィルスの一時的な減少は認められるが、いつ第6波が起きてもおかしくない危機感を持ち続けること。
- ※ 以上、御家庭でも、繰返し、約束・御指導をお願いします。